

【議題】②

大牟田市市税条例の一部を改正する条例（案）について

1 条例の名称

「大牟田市市税条例の一部を改正する条例」

2 条例制定の理由

地方税法等の一部改正に伴い、国民健康保険被保険者のうち未就学児に係る被保険者均等割額の軽減について規定の整備を行うとともに、国民健康保険税の減免の手續に関する規定の見直しを行うほか、その他所要の規定の整備を図るもの。

3 条例の概要

(1) 未就学児に係る均等割軽減

未就学児に係る被保険者均等割額の軽減は、少子化対策として子育て世代の経済的負担軽減の観点から、未就学児がいる世帯に対し、一律に軽減を行うもの。

具体的には、未就学児の国保被保険者（6歳に到達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者）に係る均等割額を5割軽減する。

なお、公費負担は、国1/2、県1/4、市1/4とされており、地方負担分には地方交付税措置が講じられる予定。

《均等割額：被保険者1人について課税されるもの》

- ・基礎課税額均等割：19,900円（年間）
 - ・後期高齢者支援金等課税額均等割：6,200円（年間）
- 計 26,100円**

【現行と改正後】

（基礎課税額）

低所得世帯区分	現行均等割額	未就学児軽減割合	軽減後均等割額
7割軽減世帯	5,970円	8.5割軽減	<u>2,985円</u>
5割軽減世帯	9,950円	7.5割軽減	<u>4,975円</u>
2割軽減世帯	15,920円	6割軽減	<u>7,960円</u>
軽減なし世帯	19,900円	5割軽減	<u>9,950円</u>

（後期高齢者支援金等課税額）

低所得世帯区分	現行均等割額	未就学児軽減割合	軽減後均等割額
7割軽減世帯	1,860円	8.5割軽減	<u>930円</u>
5割軽減世帯	3,100円	7.5割軽減	<u>1,550円</u>
2割軽減世帯	4,960円	6割軽減	<u>2,480円</u>
軽減なし世帯	6,200円	5割軽減	<u>3,100円</u>

※国民健康保険税は、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額（及び介護納付金課税額）の合算額。それぞれの算定額の合計から100円未満の端数を切り捨てる。

○対象者（未就学児）見込　：約 580 人

○保険税影響額（軽減総額）見込　：約 4,220 千円　※令和 4 年 1 月試算

（2）国民健康保険税の減免

令和 2 年 7 月豪雨に伴う災害で、令和 2 年度において保険税の減免を受けた世帯については、被災者の負担減の観点から減免申請書の提出を省略することができる旨を「令和 2 年 7 月豪雨に伴う災害により被災した被保険者等に係る大牟田市国民健康保険税減免取扱基準」（以下「減免取扱基準」という。）において定め、3 年度の減免も行ったところである。今回、これに併せ条例を改正するもので、適用については、令和 3 年 4 月 1 日に遡るもの。

《改正案》

大牟田市市税条例第 126 条第 3 項の改正（国民健康保険税の減免）

【現行】

前 2 項の規定によって、国民健康保険税の減免を受けようとする者は納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長が納期限までに提出することが困難と認めるときは、納期限後に提出することができる。

（1）国民健康保険税の納税義務者の住所及び氏名

（2）年度、納期の別及び税額

（3）減免を受けようとする理由



【改正案】

前 2 項の規定により国民健康保険税の減免を受けようとする者の減免の手続については、市長が別に定める。

※現行の規定については、減免取扱基準に新たに規定（減免取扱基準の改正）

（3）その他所要の規定の整備

未就学児均等割額軽減のほか、併せて国が一部条文の整備を行っていることから市税条例の改正を行うもの。主に見出しの改正や規定の明確化、不要な表現の削除などを行う。

4 施行期日

令和 4 年 4 月 1 日。なお、改正後の市税条例（第 126 条第 3 項を除く。）は、令和 4 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 3 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。ただし、（2）の第 126 条第 3 項の規定は、公布の日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。